

## 第1回 三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会 会議要旨

### 1. 開催概要

日 時：令和7年9月5日（金）9時55分～11時10分

場 所：市役所本館 危機管理課前会議室

出席者：

(委員長)	久保田 博昭	三次市住民自治組織連合会 会長
(副委員長)	佐藤 明寛	三次商工会議所 会頭
(委 員)	松島 和枝 喜多嶋 秀美	三良坂町自治振興区連絡協議会 事務局員 三次市集落支援員
	松尾 宏	三次広域商工会 会長
	安藤 由子	国際ソロプロチミスト三次 会長

欠席者：都合により欠席

(委 員) 岡田アントニールイス 公募委員

事務局：三次市地域共創部まちづくり交通課

### 2. 会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 地域共創部長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会について
- 6 協議事項

#### (1) 委員長、副委員長の互選について

委員長（ ）委員 ・ 副委員長（ ）委員

#### (2) 三次市まち・ゆめ基本条例について

まち・ゆめ基本条例検証に関する資料説明

#### (3) 次回の会議設定

### 7 そ の 他

### 8 閉 会

### 【資料】

- ・ 三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会について
- ・ 三次市まち・ゆめ基本条例の検証に関する意見提言書（写）
- ・ 三次市まち・ゆめ基本条例の解説（書）
- ・ まち・ゆめハンドブック

### 3. 議事

#### 1 開会

<事務局より、次の事項を連絡>

- ・会議録及び、委員名簿を、市のホームページ上で公開すること。
- ・会議録作成のため、会議を録音すること。

( 2 委嘱状交付 ~ 4 委員紹介までは意見等なし )

#### 5 三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会について

事務局より、三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会について及び三次市まち・ゆめ基本条例の検証に関する意見提言書（写）の内容を説明。

#### 6 協議事項

- (1) 事務局より、まち・ゆめ基本条例検証委員会設置要綱の第6条の2で委員長、副委員長は互選によって決めるこことなっている旨説明。  
立候補、推薦等なかったため、事務局提案として、委員長に三次市住民自治組織連合会の久保田博昭会長、副委員長に三次商工会議所佐藤明寛会頭を提案。全会一致で承認。  
事務局より、まち・ゆめ基本条例検証委員会設置要綱の第7条により、この後の議事は委員長が行う旨、説明。

(委員長)

1時間程度で会議を終了できるようにご協力お願いしたい。

(2) 事務局より、検証に関わる資料について説明

(3) 意見交換

(委員)

まちづくり交流会はイベントとして定着してきたように思うがどうか。

(事務局)

令和5年度から大がかりなイベントを開催し、中学生も参加してもらった。世代を超えて交流できる貴重な機会となった。今年度も研修会を予定しており、地域の未来を話そうということで中学生を集めて大人と対話する機会を作っている。

(委員)

資料1の職員アンケートについて、令和3年の結果を受けて啓発しているはずなのに認知度が低下している。改善の余地がたくさんあるのではないか。結果についてフィードバックしているのか。

(委員)

職員で知らない人が増えているのはどうなのか。新人研修などでやつたらどうか。

(事務局)

以前は新人研修でやっていたが、ここ数年は資料を渡すだけになっている。今後は、研修内容に入れるなど担当課と協議し対応を考えたい。アンケート結果については、昨年度職員に返していない。今回の検証結果とともに返していきたい。

(委員)

市の中でもいろいろな計画ができている。職員が自分の思い、考えをその計画に載せてほしい。そのために、職員がこの条例を知って、自分の仕事に活かしてほしい。

(委員)

議員にアンケートをしてもらいたい。議員にも熟知しておいてほしい。

(委員)

前回の検証委員会でもその話がでたと思う。

(事務局)

条例には、議員の責務についてうたってある。昨年度、素案まで作成したが、実際にアンケートを取るところまでしていない。

(全委員)

ぜひお願いしたい。

(事務局)

至急、アンケートを実施し、次回の検証委員会に資料として提示させていただく。

(委員)

小・中学校で教材として活用したり、出前講座に行ったり、まちづくり作文の増加など子どもたちの中でも浸透していると思う。学校で習ったら親にも伝えるし、そしたら地域へ広がると思う。

(委員)

小学校では扱いづらい内容だと思う。データを提供したままになつてないか。

(委員)

条例は大人は理解できるが、子ども（特に低学年）には難しい。先生がこれを説明するの 大変なのではないか。「自分たちが主役である」「自分たちの意見が市政に反映される」ことをどうやって伝えるか工夫が必要だと思う。マンガにしたらわかりやすいという発想は、

もう古い。小・中学生から参画することを伝えることで、将来の三次のまちづくりにつながる。

(委員)

郡部に住んでいるので支所との関わりが多い。自分はコミュニティスクールにも関わっているが、今までこういった条例があるのを知らなかった。地元は自治区に任されていて、自治区から連絡が来る。今は会長が主体となっているが、もっと支所が中心となって自治区と連携を取りながら、まちづくりについて周知してほしい。コンセプトが浸透していないのではないか。この先に何が目的としてあるのか、市民に見えにくいのではないか。

(委員)

空き家問題など地元の現状は厳しい。この条例に現状は入っていないのか。

(委員)

たしかに現実は厳しいが、「ゆめ」という言葉が入っているようにわくわくするようなものにしたい。職員にも夢を追いかけてほしい。

(委員)

委員が言われている問題については、自分も認識している。しかし、現実ばかり言っても夢がないので、こどもたちの夢をかなえてあげられるように我々は伝えたい。4年に一度の検証ということは、最初に検証したときのこどもが今は大人になっている。今回の検証を実のあるものにしたい。

(委員)

次回について、第1条の目的、第3条の位置づけ、第4条の理念、第5条の基本原則を頭に入れて気づきをみんなで話し合いたいと思う。

#### (4) 次回の会議設定

10月9日（木）10時～から開催する